

# 同志社大学政法会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、同志社大学政法会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を同志社大学内におく。

(支部)

第3条 本会に支部を設置することができる。支部に関する規則は、常務委員会において定める。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦と啓蒙を図り、同志社大学法学部および大学院法学研究科の充実発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)同志社大学法学部、大学院法学研究科、法学会および同志社校友会との連絡に関する事項
- (2)会報および会員名簿の発行
- (3)講演会、交流会、フォーラム等の開催
- (4)法学部および大学院法学研究科の教育研究ならびに在学生に対する助成
- (5)その他本会の目的を達成するのに必要な事項

## 第3章 会員および会費

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、正会員、特別会員および名誉会員とする。

(正会員)

第7条 正会員は、次のとおりとする。  
(1)同志社大学法学部を卒業した者  
(2)同志社大学大学院法学研究科を修了した者  
(3)同志社大学法学部または同志社大学大学院法学研究科に在籍した者で、常務委員会の承認を得た者

(特別会員)

第8条 特別会員は、同志社大学法学部の専任教員ならびに専任教員であった者とする。ただし、第7条で規定する正会員を除く。

(名誉会員)

第9条 名誉会員は、本会のために特に功労のあった者で、常務委員会の推薦にもとづき総会において承認された者とする。ただし、第7条で規定する正会員は、名誉会員になることができない。

(会費)

第10条 正会員は、卒業の時までに、入会金および終身会費として15,000円を納入しなければならない。

2 入会金および終身会費の徴収は、同志社大学に委嘱する。

3 特別会員および名誉会員は、第1項の会費等の納入を要しない。

## 第4章 役 員

(役員)

第11条 本会に次の役員をおく。

会 長 1名 委 員 100名程度

副会長 5名以内 監査委員 3名以内

常務委員 25名以内 顧問 若干名

(役員を選任)

第12条 会長、委員および監査委員は、第23条第5号にもとづき常務委員会の推薦を得て定時総会において選任する。

2 副会長および常務委員は、委員の中から会長がこれを委嘱する。

3 同志社大学法学部長は、顧問に就く。

4 会長は、常務委員会の承認を得て、同志社大学政法会の発展に深く寄与した会員に顧問を委嘱することができる。

5 役員候補者に係る選出手続きおよび資格要件は、常務委員会において別途定める。

(役員の職務)

第13条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 常務委員は、常務委員会に出席し、その分担業務を処理する。

4 委員は、本会と各会員との連絡を密にし、本会の目的達成に協力するものとする。

5 監査委員は、本会の収支および財政の状況を監査し、常務委員会に出席して意見を述べることができる。

6 顧問は、常務委員会に出席して意見を述べるができる。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、就任後2年内の最終の定時総会の終結までとする。

2 増員または補欠により選任された役員の任期は、他の在任役員の任期の満了すべき時までとする。

3 任期の満了または辞任により退任した役員は、新たに選任された役員の就任するまでは、その職務を行う。

(役員の報酬)

第15条 役員は、無報酬とする。ただし、本会

の業務遂行のために要した費用については、その実費を支給する。

## 第5章 総会および役員会

(総会)

第16条 総会は、定時総会および臨時総会とする。

(総会の開催)

第17条 定時総会は、原則として毎年11月に開催する。

2 臨時総会は、常務委員会において必要と認めるとき、または100名以上の正会員から会議の目的たる事項および開催の理由を記載したる書面により請求があったときに開催する。

(総会の招集、議長)

第18条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会を招集するには、会日より2週間前までに各会員に対して、会議の日時、場所および目的たる事項を記載した通知を発ししなければならない。

3 前項の通知は、本会会報に記載してこれに代えることができる。

(総会承認事項)

第19条 この会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項は、定時総会においてその承認を受けなければならない。

- (1)事業報告および収支決算
- (2)その他常務委員会において必要と認められた事項

(総会決議の方法)

第20条 総会の決議は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(常務委員会の構成)

第21条 常務委員会は、会長、副会長、常務委員をもって構成する。

(常務委員会の招集、議長)

第22条 常務委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(常務委員会の権限)

第23条 この会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項は、常務委員会において決する。

- (1)総会に提出する議題
- (2)会務に関する重要な事項
- (3)資産管理に関する事項
- (4)事業計画および収支予算に関する事項
- (5)第12条の役員候補者の選出に関する事項
- (6)その他会長が必要と認められた事項

(常務委員会決議の方法)

第24条 常務委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事録)

第25条 総会、常務委員会の議事録は、議長が

作成し、議長および出席者2名が署名押印のうえ、これを事務局で保管する。

## 第6章 資産および会計

(資産の管理)

第26条 本会の資産は、会長の指示のもと、事務局が管理する。

(事業遂行の費用)

第27条 本会の業務遂行に要する経費は、入会金、終身会費、寄付金、資産から生ずる果実およびその他の収入をもってこれに充てる。

(事業計画および収支予算)

第28条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、常務委員会の決議を受けなければならない。事業計画および収支予算を変更する場合も同様とする。

(事業報告および収支決算等)

第29条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後速やかに会長が作成し、貸借対照表および事業報告とともに会計監査の意見をつけて常務委員会の決議を経たうえ、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

## 第7章 雑 則

(規則の変更)

第31条 この会則の変更は、常務委員会の決議を経たうえ、総会においてその出席者の3分の2以上の承認を経なければならない。

(委任)

第32条 この会則の施行について必要な事項は、常務委員会の決議を経て会長がこれを実施する。

附 則 本会則は、1994年11月26日から施行する。

経過措置

- 1 既卒業正会員については、第10条第1項の「卒業の時までに」を「本会設立後すみやかに」と、また、同条第2項の「徴収は、同志社大学に委嘱する」を「納入は、所定の方法による」と読みかえる。
- 2 第10条第1項の定めにかかわらず、2003年3月31日までに、入会金および終身会費を納入する正会員は、その金額を10,000円とする。

1997年11月15日一部改正

2000年11月25日一部改正

2001年11月17日一部改正

2005年11月6日一部改正